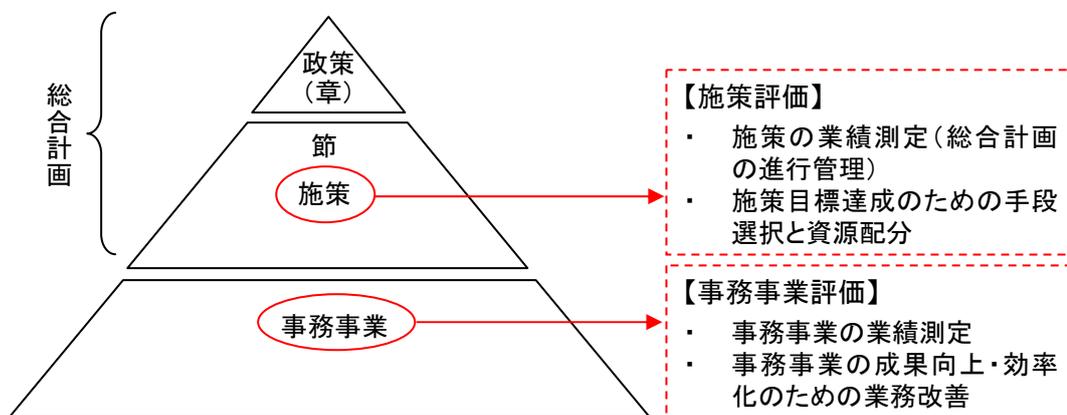


■桜井市における行政評価の構成

桜井市行政評価は、「事務事業評価」と「施策評価」で構成されます。

【第5次桜井市総合計画の体系】



〔事務事業評価〕

- 個々の事務事業について、投入コストや成果（業績）を把握し、事務事業レベルの進行管理を行います。
- 事務事業の性質、現状、課題などを分析し、成果を高めてコストを削減するための業務改善のあり方について検討します。

〔施策評価〕

- 事務事業を束ねた施策のレベルで、投入コストや成果（業績）を把握し、総合計画の進行管理を行います。
- 施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業を選択し、事業費や労働量等の経営資源の配分のあり方を検討します。

■評価結果の活用と公表

行政評価の結果は、次の場面で広く活用していきます。これにより、行政運営のしくみを変革し、より効率的で効果的な行政の実現をめざします。

- 総合計画の進行管理
 - 組織（部・課）のマネジメント
 - 予算編成や定数配分などの資源配分
 - 計画立案や各種方針設定
 - 市民への説明責任の遂行
- ・ 行政活動に関する市民への説明責任を果たすために、行政評価の結果は公表することを原則とします。